

第十六回国会 衆議院 大蔵委員会議録 第十七号

昭和二十八年七月八日(水曜日)

午前十時二十二分開議

出席委員

委員長 千葉 三郎君

理事 浅香 忠雄君 理事 苦米地英俊君

理事 坊 秀男君 理事 内藤 友明君

理事 佐藤 次郎君 理事 井上 良二君

理事 島村 一郎君

有田 二郎君 宇都宮 徳馬君

大平 正芳君 黒金 泰美君

鹿枝 昇介君 福田 繁芳君

本名 武君 小川 豊明君

春日 一幸君 平岡 忠次郎君

福田 勉夫君

出席國務大臣 小笠原 三九郎君

出席府政委員 大蔵政務次官 愛知 揆一君

大蔵事務官 (主税局長) 渡邊 喜久造君

大蔵事務官 (管財局長) 阪田 泰二君

大蔵事務官 (銀行局長) 河野 通一君

大蔵事務官 (為替局長) 東條 猛猪君

委員外の出席者 國民金融公庫總裁 櫛田 光男君

参考人(日本銀行總裁) 一万田 尚登君

専門員 榎木 文也君

専門員 黒田 久太君

七月七日

積雪寒冷地帯における麦類又は菜種の收穫に因る農業所得に対する所得税の臨時特例に関する法律案

第一類第六号 大蔵委員會議録第十七号 昭和二十八年七月八日

(竹谷源太郎君外二十四名提出、衆法第二二二号)

同月七日

工業刺ゆ、画に対する物品税撤廃の請願(水谷長三郎君紹介)(第二八九〇号)

揮発油税軽減に関する請願(藤生太賀吉君紹介)(第二八九一號)

同(西村直己君紹介)(第二八九二號)

石炭手当に対する所得税免除の請願(山中日野史君紹介)(第二九五九號)

勤労学生資金補助のための所得税法の一部改正に関する請願(久保田鶴松君紹介)(第二九六〇号)

税務調査委員設置に関する請願(中村三之丞君紹介)(第二九六一號)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

關稅定率法等の一部を改正する法律案に関する参考人招致の件

相互銀行その他現下の金融制度について参考人より意見聴取の件

植業組合法案(内閣提出第二二二號)

信用金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三號)

國民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第八四號)

保險業法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八五號)(參議院送付)

設備輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四四號)

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三號)

相互銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二四號)

信用保証協会法案(内閣提出第二二五號)

税制に関する件

國有財産の管理状況に関する件

〇千葉委員長 これより會議を開きます。

本日は日程に掲げました十二法案中、銀行局、為替局、官房關係の八法案及び本委員会における國政調査の一環として税制に関する件、國有財産の管理状況に関する件を一括議題として質疑を行います。

なお本日は、大蔵大臣が出席しておられますので、大臣に対する質疑を初めに行いたいと思ひます。質疑通告順によつてこれを許します。井上君。

〇井上委員 大臣に数多くの財政政策に関する質問がございますけれども、お忙しい大臣を引きとめましていろいろ申し上げることは、政治道徳上多少遠慮を申し上げまして、この際特に私として承つておかなければならぬ重要な問題について伺いたいと思ひます。

それはすでに大臣も御存じのことと思ひますが、國有財産の扱ひに關します件に關して、元陸軍造兵廠改方製造所の中宮地区、甲斐田地区、土地約二十万坪、建物の敷地が約三万坪、機械が約千五百台、これに附屬する工作物を九億四千万円余りで小松製作所に払い下げることの方針をきめ、そのうち甲斐田地区については、すでに大臣が売渡しの承諾の決裁をいたしておられますが、大臣はこの決裁をい

つおやりになりましたか。

〇小笠原國務大臣 まだ決裁の手續を了してありません。

〇井上委員 先般あなたの部下であります當面の責任者である管財局長は、六月の二十三日、あなたの事務次官、または文書課長名をもつてあなたの大蔵決裁を得たというところで正式な答弁がありました。しかるに大臣が知らぬというのとは一体どういうことでしょうか。それを承りたい。

〇小笠原國務大臣 次官まで決裁の話は聞きましたが、大臣としては決裁いたしておられません。このことをはつきり井上さんに申し上げておきます。

〇井上委員 これはそこまでお伺いをいたしますならば、大蔵省としては、そういう大臣の決裁のないものを、決裁を受けたという答弁が国会の公の委員會で一体できるようになつておりますか、そのところがはなはだどうも……。小松製作所の方の意見を聞く、昨年の九月かに売渡しの交渉を始めて、甲斐田地区の方は十二月、中宮地区は一月に払い下げが決定になる、こういうことでありましたので、その後どうなつたかという本委員會における私の質問に對しまして、最初管財局長は、今私が申しますように、甲斐田地区は十二月、中宮地区は一月に払い下げた、という答弁をされておりました。ところがどうもおかしいので、さらに追究をしますと、今お話し上げましたように、六月二十三日に甲斐田地区は大臣決裁を得た、一方は

まだ決裁を得てない、こういうのはつきりした答弁をされております。これはまことに本委員會を侮辱するものではないと言つておられます、われわれは大蔵省のこの委員會における答弁を一体どこまで信頼していいかわかりません。従つて、その正式な書類を本委員會に提出を願ひたいと思ひます。そうしなければ實際にわかりません。同時に、大臣はこの問題についてその内容を次官なり、所管の局長から御報告を受け、相談にあづかつたことがありませんか。

〇小笠原國務大臣 一応經過は聞いております。また今までとり來つた事柄については聞いておりますけれども、私が決裁をする段階に至つておることはまだ考えておりません。

〇井上委員 そこまでお話しくださいと、この事件は國のためにも、またこの問題を非常に重要視して考えております多くの國民の立場からも、私は非常にうれしく思ひます。と申しますのは、われわれのこの西地区の國有財産の払い下げに伴う地価評価、あるいは建物の評価、機械、工作物等の評価について諸般の必要な調査を行い、また資料を集めて、いろいろ検討いたして参りましたが、今日のところ、この問題の經過におきまして、私も非常に大きな疑惑を持たざるを得ない結論に到達しつつあります。と申しますのは、御存じの通り、この土地建物は當時の軍の土地建物でございまして、この問題は検討を要すると考えております。

す。そこで大臣は、この両地区の評価九億四千万円を十箇年賦で償還をさすという、かくのごとき事態は、第一、評価が正当なりやいなや、それから十箇年の年賦で返すことが妥当なりやいなや、そういうことについて、政治的にどうお考えになりますか。

○小笠原国務大臣 今のお話でありましたが、私が聞いておるところでは、何らかない問題等は一切ないというふうに承知いたしております。またその価格の査定に当つては、たとえば固定資産税の課税とか、富裕税の課税とか、付近の地価の課税とか、各種の鑑定人等についても聴取いたしておるのではないのですが、私は自分で見たわけではございませんが、算出した方法はきわめて適正な方法をとつておる、かように考えます。

○井上委員 この際管財局長が見えましたが伺います、私に先般来答弁しておること、ただいま大臣から答弁をされたことは、非常に大きな食い違いが起つておる。管財局長は、先般私の質問に対して、小松製作所に払い下げる物件中、甲斐田地区は去る六月二十三日、大臣決裁を得たという答弁を明確にされております。これは速記録にも明確に載つております。ところがただいま大臣は、さような決裁はまだした覚えはない、こういう答弁でありましたが、これは一体どういうことですか。

○阪田政府委員 この前お答え申し上げましたのは、私の方でや言葉が足りないという、手落ちがございましたので、はつきり申し上げておきたいと思ひます。普通に大臣まで参りまして書類を決裁する手続は、書類によつて実際に大臣の御決裁をいただく、あるいは大臣の御了承を得たものとして取扱う、いろいろなものがあるが、内部の手続としてはございまして、それで今回の枚方の売買契約に関する承認の手続も、普通の事務手続で済んだものというふうに私も一応その当時了承いたしました。おりましたので、ついそのように申し上げたのであります。その後調査いたしてみますと、具体的に大臣が書面に決裁されたという手続が済んでおりませんでしたので、その点、私前の答弁が事実と合していないという、いささか手落ちがございました。

○井上委員 少くとも九億四千万円大の事な国有財産の処分問題でありまして、それを所管の局長が、手続は事務的に済んでおる、この公開の席で済んでおりますというのをはつきり言えますか。国会はそんならしないない委員会を開いておるのじやないのです。われわれは、国民の血の出るような税金でつくつた国有財産が、少しでも財政法第九條の規定の通り適正、妥当な価格で譲渡され、あるいは貸与されているかというのを建前にしておる。その建前から、私どもはその真相を明らかにして、国民の疑惑を一掃したいと思つておるのであります。私は、何もこの問題について利害関係もなければ、特殊な関係も持つておりません。まったく公正な立場においてこの問題を扱つておるのであつて、あくまで正当な評価について明確な答弁を伺いたいというのが、私の真意であります。そういう大事な問題を、あなたがいかげんに取扱われるということは、国会を冒瀆するもはなはだし、あなたはそうお考えになりませんか。

か。前の答弁は取消しになりますか、この問題は全然白紙にしますか。大臣の決裁を受けたなら、あなたの手元へ大臣の判のついたのが返つて来るはずである。あなたはそういう書類による決裁をやらないうのですか。大蔵省の財産処分は決裁というものは、単なる口頭の決裁ですか。そんなことをやられたらたいへんです。一切の責任は大臣が負わなければならなりません。大臣が負わなければならぬのに、大臣も知らないうちに決裁をしたとせぬとかいふ議論が、一体どこから出て来ますか。だから私は先般も、六月二十三日は衆参両院とも朝から予算委員会をぶつ通し開いておつて、大臣がそこにくづけにされておる、こんな重大な問題について大臣が一々相談を受けて、それはよいことだからといつて、決裁の判を押そうという時間的余裕のないことは私は知らんでおつた。その通りじやないか。私はあなたにもどこでだれが判を受けに行きましたかといふことを聞いた。そうしたら、あなたは文書課長が次官が書類を持つて受けたんです。こうはつきり言うたじやないか。速記録にそう出ているじやないか。今言うことと非常に違つておる。大臣に対して、あなたは済まぬと思つた。それが部下のやることか。そういうふまじなことをやられたらたまたまのじやない。国の財産をあなたの責任で管理しなければならぬ立場におかたおるのだ。そういうふしだらなことで財産が処分されておるようなことでは、私は大蔵省の財産管理について非常な疑惑を持ちます。はつきりした責任のある答弁を伺います。同時に、かくのごときふまじめき

わまる財産の処分方法の事務手続について、監督の立場におる大臣としてどうお考えになりますか。はつきりこの点を大臣から御答弁願ひたい。

○小笠原国務大臣 過日この問題がちよつと新聞に出たので、率直に申し上げることが一番都合がよいと思つけれども、ぼくは決裁したことはないが、この事柄は一応聞いておるが、決裁したことのないのに決裁されておるよう新聞に出ておる、どういふことかと聞いたのであります。そのときに、大體今までは、次官までのところでこういう事務的な問題は済ましておるということではいかぬ、責任は全部ぼくにあるのだから、今後ぼくの決裁を要する。ぼくの決裁しないものは、一切対外的に出すことは相ならぬということをかたく戒めてございまして。今後はさようなことのないことは、ここからかくお約束いたします。

○阪田政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、私どもの方でいたしましては、事務的に決裁済みの処理がされておつたというに承知いたしておつたわけでありましたが、ただいまお話をいたしましたように、具体的にその書類に大臣の決裁を得ておりません。そのことは先ほど申し上げた通りであります。なお先般次官、文書課長が大臣に決裁をもちつたと思つたというふうに御答弁したようなお話でありましたが、私はそれは申し上げません。具体的に、私はその大臣への御説明なり、決裁の手続の方は、文書課、あるいは次官の方からやつておいでになるであらうから、その事情は取調べて申し上げるから、その事情は取調べて申し上げるから、この際どういふ御処理をなさるか、これを伺ひたい。

○有田(二)委員 管財局長から今お話がありました、大體大臣が全部の決裁を覚えておることは無理かもしれせん。しかし今井上委員から言われたように、少くとも十億に前後する国有財産が払い下げられるという重大な問題を、大臣に十分なる御了解を得ずして、これを決裁したかのごとくお考えになるというようない方は、管財局長として当を得ていないと思ひます。少くとも政界出身の大蔵大臣を侮辱しておる。これを承りたい。

○千葉委員 閣下連して御質問はありせんか。

○内閣委員 大蔵大臣にお伺ひしたいのでございますが、井上委員からお尋ねになつた前後のことは、今お聞きになつた通りであります。大臣もお認めになつたように、管財局長がその席で答へになつたのと非常に大きな食い違いがある、こういうことからは、実は国有財産が一体どう管理されているのかということは、非常に疑惑を持たれるのはあたりまえだと思ひます。私も二、三日前金沢の財務局に参りました、やはりこれは同様なことを聞いております。これは、まさに私はあなたの大蔵省管財局長の弛緩と申します、そういうことが起つておつたと思ひます。そこで大臣にお尋ねしたいのは、目のあたりにこういうふうなことをお認めになつたのだが、こういうことに対してどう御処理なさるのであるか、局長の責任をおとりなさるかどうか、この際どういふ御処理をなさるか、これを伺ひたい。

○内閣委員 大蔵大臣にお伺ひしたいのでございますが、井上委員からお尋ねになつた前後のことは、今お聞きになつた通りであります。大臣もお認めになつたように、管財局長がその席で答へになつたのと非常に大きな食い違いがある、こういうことからは、実は国有財産が一体どう管理されているのかということは、非常に疑惑を持たれるのはあたりまえだと思ひます。私も二、三日前金沢の財務局に参りました、やはりこれは同様なことを聞いております。これは、まさに私はあなたの大蔵省管財局長の弛緩と申します、そういうことが起つておつたと思ひます。そこで大臣にお尋ねしたいのは、目のあたりにこういうふうなことをお認めになつたのだが、こういうことに対してどう御処理なさるのであるか、局長の責任をおとりなさるかどうか、この際どういふ御処理をなさるか、これを伺ひたい。

○内閣委員 大蔵大臣にお伺ひしたいのでございますが、井上委員からお尋ねになつた前後のことは、今お聞きになつた通りであります。大臣もお認めになつたように、管財局長がその席で答へになつたのと非常に大きな食い違いがある、こういうことからは、実は国有財産が一体どう管理されているのかということは、非常に疑惑を持たれるのはあたりまえだと思ひます。私も二、三日前金沢の財務局に参りました、やはりこれは同様なことを聞いております。これは、まさに私はあなたの大蔵省管財局長の弛緩と申します、そういうことが起つておつたと思ひます。そこで大臣にお尋ねしたいのは、目のあたりにこういうふうなことをお認めになつたのだが、こういうことに対してどう御処理なさるのであるか、局長の責任をおとりなさるかどうか、この際どういふ御処理をなさるか、これを伺ひたい。

○内閣委員 大蔵大臣にお伺ひしたいのでございますが、井上委員からお尋ねになつた前後のことは、今お聞きになつた通りであります。大臣もお認めになつたように、管財局長がその席で答へになつたのと非常に大きな食い違いがある、こういうことからは、実は国有財産が一体どう管理されているのかということは、非常に疑惑を持たれるのはあたりまえだと思ひます。私も二、三日前金沢の財務局に参りました、やはりこれは同様なことを聞いております。これは、まさに私はあなたの大蔵省管財局長の弛緩と申します、そういうことが起つておつたと思ひます。そこで大臣にお尋ねしたいのは、目のあたりにこういうふうなことをお認めになつたのだが、こういうことに対してどう御処理なさるのであるか、局長の責任をおとりなさるかどうか、この際どういふ御処理をなさるか、これを伺ひたい。

○内閣委員 大蔵大臣にお伺ひしたいのでございますが、井上委員からお尋ねになつた前後のことは、今お聞きになつた通りであります。大臣もお認めになつたように、管財局長がその席で答へになつたのと非常に大きな食い違いがある、こういうことからは、実は国有財産が一体どう管理されているのかということは、非常に疑惑を持たれるのはあたりまえだと思ひます。私も二、三日前金沢の財務局に参りました、やはりこれは同様なことを聞いております。これは、まさに私はあなたの大蔵省管財局長の弛緩と申します、そういうことが起つておつたと思ひます。そこで大臣にお尋ねしたいのは、目のあたりにこういうふうなことをお認めになつたのだが、こういうことに対してどう御処理なさるのであるか、局長の責任をおとりなさるかどうか、この際どういふ御処理をなさるか、これを伺ひたい。

○内閣委員 大蔵大臣にお伺ひしたいのでございますが、井上委員からお尋ねになつた前後のことは、今お聞きになつた通りであります。大臣もお認めになつたように、管財局長がその席で答へになつたのと非常に大きな食い違いがある、こういうことからは、実は国有財産が一体どう管理されているのかということは、非常に疑惑を持たれるのはあたりまえだと思ひます。私も二、三日前金沢の財務局に参りました、やはりこれは同様なことを聞いております。これは、まさに私はあなたの大蔵省管財局長の弛緩と申します、そういうことが起つておつたと思ひます。そこで大臣にお尋ねしたいのは、目のあたりにこういうふうなことをお認めになつたのだが、こういうことに対してどう御処理なさるのであるか、局長の責任をおとりなさるかどうか、この際どういふ御処理をなさるか、これを伺ひたい。

○内閣委員 大蔵大臣にお伺ひしたいのでございますが、井上委員からお尋ねになつた前後のことは、今お聞きになつた通りであります。大臣もお認めになつたように、管財局長がその席で答へになつたのと非常に大きな食い違いがある、こういうことからは、実は国有財産が一体どう管理されているのかということは、非常に疑惑を持たれるのはあたりまえだと思ひます。私も二、三日前金沢の財務局に参りました、やはりこれは同様なことを聞いております。これは、まさに私はあなたの大蔵省管財局長の弛緩と申します、そういうことが起つておつたと思ひます。そこで大臣にお尋ねしたいのは、目のあたりにこういうふうなことをお認めになつたのだが、こういうことに対してどう御処理なさるのであるか、局長の責任をおとりなさるかどうか、この際どういふ御処理をなさるか、これを伺ひたい。

○小笠原國務大臣 私は、局長として従来は慣例に従つたものじやないかと思ひますが、ただいま申し上げた通り、大臣が全部の責任を負うものであつて、しかも責任問題はどうでもよろしいが、國のたつと財産をみんな知らずしてやるといふようなことはよくないから、今後一切あらゆるものに手続を尽すように、最後に必ず大臣の決裁を経るようというのを申しとおきました。従いまして今までのことは、これはどうもそういう慣行に従つてゐるものではないかと思ひます。これは私が申しはぢよつとどうかと思ひますが、管財局長は非常な正しい人間であります。またりつばな人間であります。そういうことで何でも、ごうまつ懸念をいれないつばな人物であります。従いましてただ過去のことについて、今までどうやつて来たかというやうなことで、そういうことになつたんじゃないかと思ひますが、今後のことは、そういうことではいかぬというのをかたく申しあげますからその点で、将来はあやまちなきことと存じますので、内藤さんに御了承を願つておきたいと存じます。

○内藤委員 大臣から今お聞きしました、いよゝ妙な氣持になつて参つたのであります。そんなことで、ほんとうにあなただけの責任のある仕事が行なれますか。今まではこういう慣例なんだ、その慣例に従つたんだから、今まではしかたがない、それは認める、そういうお考えであつたの重大な責任が果されませんか。それを伺ひたい。

○小笠原國務大臣 これは過去の慣例でもよくないことであるから、さうなことをしてはならぬといふことをか

たく戒めて、将来に臨んでおるのでありまして、私はその過去の慣例を毛頭認めていないからこそ、そう申しおるのではありません。従いまして、さうな慣行はすべて改めて参る、こういう所存であります。

○千葉委員長 関連して佐藤君に發言を許します。

○佐藤(觀)委員 大臣にお尋ねしたいと思ひます。わざ／＼大蔵委員が枚方の方へ実情を見に行つたのですが、そのことについては、あとでわれ／＼派遣委員からいろいろ質問することと思ひますが、われ／＼が非常に懸念いたしましたのは、ああいう重大な大きなものを売るのは、管財局長が現実に、雨も非常に漏つておるし、それからあの広大なところに、わずかに十三人で監督してゐるらしいですが、そこには千人か小松製作の人が入つておるといふことで、非常に乱れておるやうなことです。少くとも國の財産が、――ある特殊な個人的な軍需会社と一緒になつて、そうしてこういうやうな重大な國の財産が、そのまま放置されておるといふことについて、管財局長がこういうことくらいは知らなければ、日本の國は広いですから、全部が全部とは言いませんが、少くとも枚方の財務局長なり、あるいはその立場のものをすぐ東京に呼ぶなりして、現場を調べて、國會で答弁するやうな熱意があつてもいい、こういうやうな考えを持つわけでありまして、こういう点について、大蔵大臣は就任早々でありますから、知らない点もあるかと思ひますけれども、國家の財産をこういうふうにするにむだにしておる現実の責任者として、管

財局長に對してどういふやうなお考えを持つておられるか、お伺ひしたいと思ひます。

○小笠原國務大臣 これは佐藤さんにお答えするのは、私も実は枚方をよく知りません。従つてどういふ現状になつておるかよく存じませんが、しかし國の財産を管理し、保管するといふことは、これは重大な仕事であります。従いまして、今後さうなことのないやうに十分注意をいたします。

○有田(二)委員 先ほどの質問でやめるつもりだつたんですが、さつき大蔵大臣は慣例と言つたが、私は慣例はないと思ふ。少くとも池田君のときには、もつと小さい問題でも知つておつた。この十億からの問題をあなたに言わなかつたといふことは、あなたをなめておる。私はけしからぬことだと思ふ。慣例といふやうな言葉は、あなたに認めていないといふことをおつしやつておられますから、けつこうであります。少くとも、池田君は大蔵省出身の大蔵大臣だから、池田君には、なかなか小さい問題まで一々相談してやつておつた。池田がうんと言わなかつたなら、なか／＼私下げなんかにしておらぬ。それがあなたの場合には、しかも十億といふやうな問題を報告してなかつたといふことは、これは慣例といふて見のがすことはできないと思ふ。少くとも大蔵官は、われ／＼政党内に同僚だと思ふ。私は身元の一人だけれども、納得することはできぬ。従つて、この問題については大臣がさういふふうにおつしやつておられますから、深くはつきません。管財局長が正しい人であることは、私は東京の国税庁

以来よく存じ上げております。阪田君が別に悪い人であるとは考えておりません。しかし悪い人でないといふこと、管財局長として当然やらなければならぬことをやらなかつたといふことの責任問題は、またおのづから別であります。今、井上委員のお話がありました。これは単に管財局だけでなくて、他の局長さんもさうおおいでになるが、大蔵大臣をなめさうなつら構えをしておる。だからこれからは、池田には十分な連絡をとるけれども、小笠原さんにはあまり知らぬから、ほうつておくといふやうなことがあつてはいかぬ。愛知政務次官がおられるから、万遺漏ないとは思ひますけれども、この問題については、いさぎよく管財局長が取消しになつて、これからこういうことをしなせんといいふことを、端的に御表明願ひたいと思ひます。

○阪田政府委員 ただいまいろいろお話をございましたように、私どものやり方として、今までの慣例に従つていたといふと諸弊がありますが、やはり粗漏がありましたことは、間違いない事実だと思ひます。今後かようなことのないやうに、かような重大な問題につきましましては、十分大臣のお耳に入れて御相談いたしまして、はつきり決裁をいただくやうに取扱つて行くやうにしたいと思ひます。なお私どもの前会申しました中に、事実上相違しておる点がありましたら、取調べの上取消すことにはしたいと思ひます。

○井上委員 事務手続の上で誤りがあるといふことは、大臣の決裁を受け手続の上で粗漏があつて数字が違つた

とか、あるいは一つ判をもらつたところをもらわなんだといふやうな、そういう煩雜な事務手続の不行届きを私は追究しておるのではない。大臣の決裁があつたときに初めて私下げが決定するのです。そこが非常に大事な問題であります。大臣の決裁はいつ受けましたか。私は質問したので。そうしたらあなたは、六月二十三日に受けたといふ。私はそれだから、すぐ問ひ返して、六月二十三日といへば、議會が開かれておつて、予算委員会に大臣は朝から晩までおられたではないか、こんな大問題を相談を受ける時間的余裕がないはずだ、そう言つたらあなたは、文書課長がだれかが説明をしたのでしよう、こういうお話であつたではあります。だからそこで私は、大臣の決裁があつた以上、この問題は私下げは決定した、こう解釈しておつた。ところが今では、それは私下げがまだはつきり決定していないといふことになつておる。だから私は、あのときも、私下げが決定した以上は、補償金はどうしますか、手付金はとつておりますかといふことまで聞いたじやありませんか。それに対してあなたの方では、私下げは決定したものでないやうな前提に立つての答弁をしておつたやないか。今速記録を取寄せておられますが、あなたがいかげんなことを言つてのがれたり、あるいは國會を侮辱されたことになりませんか、その点は明らかにしておかなければなりません。大臣から判をついていないといふことが明らかにになりましたから、私はこの私下げ許可問題については、これ以上追究いたしません。ただこれに関連して、特に大臣の出席されておると

きでありますから申し上げておきたいのでありますが、大臣も実地を見ずに、単なる部下の書類の総合的な報告だけをうのみにされたのでは、これは非常に大きな誤解を生じて来ると思ふのです。あなたも事業家でございまして、必要以上のことを私が言わなくてもおわかりであろうと思いますが、工場が、入りましてすぐ運転ができるような事態になつておる土地柄といふものと、付近の農作物を耕作してありますにんば、畑と同じ地価標準で押えるという根拠はどこに一体ありますか、そんならばどうな話か……一体工場にするための整地費はどのくらいかかると思ひますか。その上コンクリートの床を打とうとしますならば、一坪どのくらい一体かかると思ひますか。機械をすえつけようといひますときは、一体どのくらいの費用がかかると思ひますか。そういう整地費や、そういう必要な施設費といふものを全然考慮せずに、地価を評価されたのでは、これはたまたまのものじゃない。また建物の耐用年数にいたしましても、また使用してある鉄骨材にいたしましても、その他の諸般の事情を考へてみて、だれが見てもこの評価は安いと推定される。それはあれだけの広いところをまとめて買つていただくのですから、他の五十坪や百坪の土地を売るものと比較して検討しろと私は申しません。しかし大よその目分量といふものが常識的にはあるはずでありまして、しかもその九億四千万を十年月賦で売りつけるというのには、一体どういふことによつておるのですか。小松といふのは、そんなに金のない会社と大蔵省はにらんでおりますか。現に枚

方工廠に八十一ミリなり百十一ミリなり百五十五ミリの砲弾の注文を受けて、全体で何ぼの注文をこなそうとしておるのですか。これらの砲弾の利益によりまして、この会社が株主總會で報告をしておる決算報告を見てみると、また会社の資産評価や営業状況を検討している市中のいづれな雑誌の評価を検討しても、現実にこの会社はこの十二月までに百十一ミリと八十一ミリの砲弾で十億円の売上げをせんとしておる、これの利益が五千万円、それから百五十五ミリの注文を十八億六千六百万円受けておられて、月平均これが一億七千万円の水揚げをしなればならぬといふことになつておる。この百五十五ミリの砲弾が本年において一千万円の利益があると言つておる。従つて本年十二月までには六千万円の利益が上るのです。そこへ持つて来て、来年の二十九六月までには、八千万円の利益が上ると言つておる。そうすると半期に八千万円、一年に一億六千万円の利益が上ることになつておるのです。一億六千万円の利益を上げようとし、しかもこの会社が年に三割からの利益配当をいたし、年間に一億二千万円の利益を上げておる会社ですぞ。そういう会社に対して十年月賦とすれば、年九千四百万円ですよ。一月に一億六千万円からの水揚げをしようかといふ予定が立つておる。そういう利益を上げようかといふ予定が立つておる。今日の時代においても、小松全体で一億二千万円の利益を上げておる。本式に仕事を始めますならば、少くとも年間八千万円の利益が上るといふ一般専門家の意見であります。これは専門雑誌、あるいは専門の

情報を集めますならば、すぐおわかりであります。それほどもうけ、それほど自己資金を持つ堅実な会社が引受けようと言つておるのに、これを十年月賦にしたら、年にわずかに九千四百万円にやないか。もしこの調子でもうけますならば、ここ五、六年のうちにあればただになる。元をとつてしまひますよ。そういうことが一体常識上考えられますか。そんなことで國民が納得できますか。あなたは事業家としてかつておやりになつておりましたか、そんな有利なものだつたら、あなたも喜んで引受けましょう。事実上五、六年であれだけのものが元が浮いてしまふといふことなら、喜んで受けるだらうと思ふ。そういうような現実をもう少しよく御検討されて、なおこまかいことをあなたに一々質問されたんでは、あなたも御迷惑でございまいしょうから、あとで所管局長に質問はいたしますが、こつちの事態にありましから、小松と大蔵省との評価の問題だけに限つては、あなたが信頼され得るその道の専門家に再評価をさせて、慎重に検討されるような措置を講ずる意思があるかないか。これは、法規には別に資産を売り渡します場合に、評価委員会をつくることになつておらないものでありますけれども、そういう一つの疑惑を持たれ、いづれ／＼評価の上に問題の横たわつておる現実から考えまして、特にこつちの大きな金額のものを払い下げる場合は、あなたの信頼され、また國民がこの人ならばというて信頼されるような人を五人か七人選びまして、特別評価を委託する、そういう公式な決定によつて、一応政府としてその管申によつて方針をきめて行

く、こつちの行き方を持つて行く方が最も明るいやり方じゃないか、こつち考へますが、あなたにあまりこまかいことを一々こつちで追究しても御迷惑でありますから、そういう処理の方法について、あなたの御決意を承つておきたい。

○小笠原國務大臣 最初に仰せになりました国有財産一般についての点につきましては、実はこつちの問題もちよつと起つて来ましたので、過日も全部の国有財産について、現状並びに将来の方針等を書き出して来るようにといふことで、今調査を命じております。それに基きまして省議を開いて、大体の方針をきめたい。もつとも個々の問題については、また個々に省議を開いてきめるのであります。大体のところはこつちのうふうに思つておる次第であります。

それから当面起つておる枚方の問題につきまして、今のこれが高いとか安いとか、いづれ／＼な問題等につきましては、管財局長の方から答弁いたさせますが、しかしこの問題については、井上さんがこつちのうふうな疑惑を持たれるようなことであるから、ほかの方もおそらくこつちのうふうなことを思ひます。従つて私の考え方としては、國民各位に納得の行くような方法をとつて、これを処理して行きたい、こつちのうふうなことをかく申し上げておきます。

○井上委員 私は誤解のないように申しておきますが、別に小松に払い下げることには私は反対をしておるわけじゃありません。私は別に他の事業者から頼れただけでも何でもないので、ただ適正な価格で払い下げることを

がわれ／＼として一つの任務であります。その建前から私は申し上げておきます。しかもこの案件は、先般局長は省議にかけたとおしやつた。そうすると、省議といふものはいいかげんなものだといふことになりまして、省議省議と言つてもらつては困る。自分の所管外のことを相談されて、他の局長や部長の人たちが、そう一々こまかいことについて長時間検討するわけには行きませんが、省議にかけたから、いかにもそれが正しいものだといふ認定は困る。だから私は、こつちのう大きな政治問題化して来まして今日におきましては、公正な査定委員会をお選びになつて、委嘱されて、一応こつちのうに検討してみても、その結果こつちの結論が出たといふことで、國民が納得する線でおやりをお願いしたい。特に相手は今申します通り、年三割の配当をし、年間一億二千万から一億四千万円もの利益を上げておる会社ですから、こつちのうの会社に十年月賦でやるという甘いお役所のやり方といふものは、あるものではない。こつちのうの点から、私はこの問題については、大臣が十分責任を持つて問題の処理をはかつていただきたいといふことを大臣に話しておきます。

なおこれから先は、私は管財局長及び主管の者に詳細な質問をいたすことにいたしまして、大臣に対するこの問題に關しての質問は、これで終ります。

○内閣委員 大臣、この問題は、大蔵委員会にとりましては重大な問題で、わざ／＼委員の諸君が掛けて調べて来られ、またいづれ／＼聞きますと、疑惑になお疑惑が高まつて来るものが災

はあるのであります。そこでこれは、今まで下上げについて、御交渉なすつたことを一切白紙に返して、これからあらためて出直す、だから他に希望者があれば、希望者に譲るといふふなことにして、この際この問題に對する懸念のないようにするといふことが必要だと思ふのであります。やは小笠原先生は、河合先生と離れ縁があつてそれはできないのですか、これを一つお伺いしたいのであります。

○小笠原國務大臣 お言葉であります。私は河合君とは同期卒業生ではあるが、何らの関係もありません。また井上さんにちよつとお答えをしておきますが、これも実は率直の方がいいから、率直に申し上げますと、省議といひましても、実は私が入つてからの省議でないで、大分古い省議であります。しかし私は、この省議というものを非常に重視しておりますので、省議ですべてのことをはからわすという措置をとっておりますが、しかしそのために、省議に諮つたもので、これは私が責任を負えるかどうか、これは自分の良心に基いて判断をいたします。それはひとつそういうことで御了承願ひたいと存じます。

なお本件につきましては、大蔵委員の各位が、なるほどちよつとたら納得が行くなどという、皆さんの納得の行ける方法で処理をいたしたいということをお願い申し上げます。

○内閣委員 大臣の今の答え、まことにありがたうございました。これは大蔵委員会が非常に慎重に考えて行かなければならぬと思いますが、もしこの委員会がかりに、仮定ですが、この今までの交渉というものを白紙に返し

てもう一ぺんやり直していただきたい、こういう結論が出ましたら、大臣は今の言葉からして、それを尊重していただけるようなことになりませんか。

○小笠原國務大臣 国会の御意向は尊重いたします。

○吉米地委員 この問題につきまして、見方がいろいろあるようでありますが、私はそういう点についてはただいま触れません。ただこの際申し上げておきたいのは、管理者が非常に少いということ、これはいろいろの事情で減らされたのであります。現在あの広い地区に十三名しか監視員がいなくて、それで機械を入れてある工場を見ましても、応急修理がしてありますけれども、人が出入りすることが可能なものが大分見当ります。これでは部分品とか、貴重なものとかが紛失するおそれもありますし、これを監視して責任を持つということは困難であろうと思ひますが、この点は早急にお考えを願ひたいと思ひます。

さらにもう一つは、売渡し予定の機械と国有財産の貸付けてあるもの、これらは調査をして、文書によつて保管をいたしてあります。それには番号が打つてあつて、だれが見てもはつきりしていることになっておりますが、その番号が消えたりわからなくなつてい

るものが見当りました。これはもう一度帳面と引合をして、はつきり国有財産と、売渡し予定の品物とをわかるようにしていただきたいと思います。それだけでございます。

○小笠原國務大臣 実は吉米地さんがおつしやつたように、行政整理のときから非常に人を減したので、今仰せに

なつたような突に遺憾な点があると思ひます。従つてこれは十分注意はいたしますが、これこそ公正な、適正な価格で早く売りたいといふことは考えておる次第であります。しかし本件は相当問題になつておりますから、さつきも申した通り、皆さんの御納得の行くような方法で処理いたしたいと考えております。

○吉米地委員 財産の整理の点について、

○小笠原國務大臣 承知いたしました。○島村委員 関連して……枚方工廠の問題につきまして、大臣の御意向を伺いたしたのであります。この問題が小松製作所と話がはつたつて、もう一年あまりになると伺つております。私ども、疑惑の種をまくといふようなことは、いまだそれが具体的な進捗を見ていないといふようなことに起因しておる点もあろうかと思ふのであります。これらについて大臣はどうお考えになりますか。この処理、払い下げるとも下げないともはつきりしないような、見通しのついてないような状態とも考えられる、部分的には、あちらは手をつけた、こちらは手をつけないといふようなことになつておりますので、これらが一つは疑惑の種とならうかとも思ふのであります。これに対する大臣のお考えを伺ひたい。

○小笠原國務大臣 一応成行きは私も聞いておりますが、先刻ちよつと御返事申し上げましたように、私といたしましては、まだ決裁するところへ行つておりませんので、実は決裁をしていない次第でございます。しかしこういう問題があまり長引いておるといふこと

とは、いろいろ仰せになるようなこともございましょう。けれどもやはり国民の税金からなるものだから、さつき仰せになりましたように、皆さんの御納得の行くような方法で処理すること、が最も必要だろつと考へますので、その辺は今後最善を尽くしたいと考へております。

○島村委員 なるほど反面行政整理も考へなければならぬと思ふのです。が、大阪財務局の話を聞いてみますと、ああいうところにやはり手をふやさなければ、なか／＼片づいて行かないといふ感じはつきり持つて帰りました。どうかこういう点につきましても、十分大臣は考へをいただきまして、ああいうことはできるだけ早く、具体的に片づくものなら片づけてもらいたいという要望を申し上げます。

○吉米地委員 この問題は、大分大臣の出席によつて進んでおるのであります。国会からわれ／＼調査団が派遣されて、計算の基礎その他の実状について、十分資料も得、調査もいたして来ております。従ひまして、この調査団の報告が出るまで、省議をお開きになることもけつこうであります。が、結論を出さないでお待ちを願ひたいと思ひます。

○小笠原國務大臣 吉米地さんの仰せの点は承りました。さようにとりはかいます。

○千葉委員 有田君。

○有田(二)委員 税金のことで一点大蔵大臣に御意見を伺ひます。実は先般の七月二日の新聞に、京橋税務署員が汚職その他で逮捕されておるようでありま。これはたゞ／＼にせ計理士の齊藤というのが公印偽造、贈賄容疑で

検挙されたことから端を発しておるのであります。それで今度の平田長官が御就任になりました以来も、やかましく通達を出しておるようでありまして、これも国税局の長い慣例によりまして、いなかへ参りますと、税務署長さんが平気でさうなつて、少くともその税務署管内の方々に對しては、税金の決定をしなければならぬ、決定をしなければならぬ人からごちそうになるといふことは、贈賄、収賄といふさかまかりがない、この問題についてには、たゞ／＼こういう問題が出ておりますが、署長がみずから酒を飲んで遊びまわつておるといふことが原因として、部下に対して十分な監督ができないといふこともあるのであります。確かに最近においては、税務署は以前から見ますと非常によくはなつておりますが、ただ事件が陰險になつて来た。今まで表面に堂々出ていたものが、見つかつたらいへんだといふので、こそ／＼やるようになって来た。そこでお願いしたいことは、名古屋の国税局の問題も先般申し上げましたが、名古屋の国税局長は、たゞ／＼選挙にひつかかりました。これは、本人は今まで専売公社の監理官をしておられたので、税をずつと離れておられた。こういうようなことになつたのは、名古屋国税局内の一つの雰囲気、名古屋国税局を取巻く業者が、相手方の業者をやつてするために、国税局の査察官を利用して、情報を提供して、さうして相手方の会社をやつてける。やつけた人間が今度の選挙違反にひつつかつた。これは摘発したら相当の事があることははつきりしておる。さうして、少くとも私が名古屋の

国税局の痛いところをつく、業者が中部経済新聞に悪口を書いたり、あるいは中部経済という雑誌に悪口を書かしたりする。名古屋国税局を取巻く業者がそういうことをする。私はこういうような被害を受けている一人なんでありまして、とにかくこの税金の問題については、十分に監督をしていた。もちろんこれらの経費の問題については、大蔵大臣が主計局も主管しておられるわけですから、主計局側の予算の面において——これは金もつけをする役所でありまして、普通の役所と違つて税金を行つてとつて来るわけでありまして。たま／＼それが二十三とか二十五とかの若い人が何百万円、何千万円という税を決定する権限を持つていて、このように誘惑もあり、いろいろの問題も起るので、必ずしもそういう取柄したとか、いろいろ／＼な問題を起した税務署員全部が悪いとはわれ／＼は考えていない。そして、そういう者を誘惑するところの業者が悪いことは、われ／＼も等しく認めておる点であります。今特に監督官制度を設け、あるいは監督官制度を設け、その他のいろいろ／＼な制度を設けておりますが、まだ／＼、今管財局長が言われたような、ごちそうになつたりするようないろいろな慣例が、国税局の中にもあるわけでありまして。そこで私は、国税庁の長官からも厳重に言つたさうであります。大蔵大臣からも、その点は厳重に通達を出していただいて、そういう慣例がないようにお願いしたい。以前会計検査院の人が地方に行つて、各官庁からごちそうになつておつた。これを私が決算委員会でもかましくついで、最近是非常に減つて参りました

が、どうか大蔵省においても、この国税局関係においても——何としても若い役人が何百万、何千万という税決定をする大きな権力を振つておる。その権力という砂糖にはあがりがつく。そういう誘惑の多いところをどうしたら防ぐことができるかというのを、ひとつ大臣みずから熱意をもつてやつていただきたいと思つたのですが、その点について大臣の御所見を伺いたい。

○小笠原國務大臣 有田さんの仰せの件は、私もたび／＼耳にして、この点は心を苦しめておるのであります。平田国税庁長官が非常にかまかい、微に入り細にわたつたようなものを出しまして、そういうことも注意しておりまして、しかし注意しなくても、そういう仰せになつたような悪い慣例——慣例まで行つておるかどうかが、それは存じませんが、もしさうなことがあれば、よほど注意いたします。そうして将来とも——とにかく今仰せになつたように、このごろ税務署員の平均年齢がまだ／＼若いので、仰せのような点があるかと思ひますが、こういうことのあるかと思ひますが、これは私も十分注意するようにいたします。

○有田(二)委員 その点について、実は地方には法人会とかいろいろ／＼な会があつて、そして、またさういふ会があることによつて、納税技術というものが進歩するわけなんです。そこにまた法人会を中心とした、あるいは納税組合のようなものを中心とした親しみから、遂に人情のしからしむところ、あやまちを犯す場合が多いので、大体それらに對しても、どの程度の食事は呼ばれてもよい、この程度はよいというふうな一つの示唆と方針を与えて、何でもかんでもいかぬというのではなくして、やはり納税の組合も法律によつてできているわけですから、従つて納税者と徴税者との間でビールの一本も飲んで、弁当をつつて話しかうというところも私は非常によいことだと思つた。ただそれから二次会、三次会というものがよくないのである。某国税局の某氏のごときは、ある法人会で、二次会、三次会の末、裸踊りまでやつておられる。そういう裸踊りをするなら、ひとつ拝見ができるようにここへ来てやつてもらいたい。さらに税務代理士の監督官が一宮へ行つて、一宮で税務代理士を集めて、これまた裸踊りをやつたり、朝鮮踊りというものをやつておる。さういふ、監督官に行つて裸踊りまでするやうな慣例は私はよくないと思ふ。だから、徴税技術を進歩させるために、税務署なら職務あたりで、明朗に弁当をとつて、ビールの一本も飲んで、皆さんの御協力を得たい、われ／＼も皆さんをかういふふうに進導して行きたいというやうな明朗な話なら、これは私はやめるべきでないと思ふ。しかしながら、さういふやうな二次会、三次会まで行つて、若い直税部長あたりがいばり散らすというやうなあり方は、私はどうしても納得できない、こういう点をひとつ大臣もお考え願つて、よく御監督が願ひたい。

て、何でもかんでもいかぬというのではなくして、やはり納税の組合も法律によつてできているわけですから、従つて納税者と徴税者との間でビールの一本も飲んで、弁当をつつて話しかうというところも私は非常によいことだと思つた。ただそれから二次会、三次会というものがよくないのである。某国税局の某氏のごときは、ある法人会で、二次会、三次会の末、裸踊りまでやつておられる。そういう裸踊りをするなら、ひとつ拝見ができるようにここへ来てやつてもらいたい。さらに税務代理士の監督官が一宮へ行つて、一宮で税務代理士を集めて、これまた裸踊りをやつたり、朝鮮踊りというものをやつておる。さういふ、監督官に行つて裸踊りまでするやうな慣例は私はよくないと思ふ。だから、徴税技術を進歩させるために、税務署なら職務あたりで、明朗に弁当をとつて、ビールの一本も飲んで、皆さんの御協力を得たい、われ／＼も皆さんをかういふふうに進導して行きたいというやうな明朗な話なら、これは私はやめるべきでないと思ふ。しかしながら、さういふやうな二次会、三次会まで行つて、若い直税部長あたりがいばり散らすというやうなあり方は、私はどうしても納得できない、こういう点をひとつ大臣もお考え願つて、よく御監督が願ひたい。

なければならぬことは、使用許可、認可等をめぐる幾多の問題がなお残されておると思ふのであります。

そこでお伺ひしたいのであります。たとえば軍工廠等を使用したいと思ふときには、まず使用認可の申請を出すかと思ひます。ところが、これらの申請を出して、しつうして許可を受ける、ところが許可を受けた本人が、申請したところの事業計画に沿つての事業に着手しないこと、すでに数年に及ぶというやうなことが全国には幾多あるかと思ふのであります。そこでこうしたものには、中にはこれを利権の具といひまして、私はこの認可権を相持つてゐるんだから、この認可権をまた私はこの認可権を持つてゐるんだから、これに對して新しく出資をして、そして共同で事業を始めないかと、かういふやうなことで、この認可権を一つの資産とみなして、新しく事業計画を立てようとしてゐるもの、たくさんあるわけでございます。私はかういふやうな国有財産は、少くともさういふやうな利権の具に供せられてはならないと考へます。従つてここで明確にしておきたいことは、かういふ許可を得た者といへども、一定期間正當の理由なくして事業に着手しない者、あるいはまたその事業計画以外の事業を行おうとする者、かういふ者は、明らかに認可の条項に合致してないかと思ふのであります。かういふやうな認可権はこの機会に取消して、そして國民に對して公平な立場で、それ／＼の競願者があるならば、最も公共性を考へ、あるいは事業性格のウエイト等を考へ、これらの軍工廠の扱

下げ、あるいは使用認可の許可を与へること等について、新しい角度からこれを再検討する意図があるかどうか、この点についてお伺ひをいたします。

○小笠原國務大臣 現在のものにつきましても、大体さういふやうな事項がみなつてゐることは、春日さん御承知の通りでございます。但しこれが勵行されてない点があるのではないかと申すのであります。この点については、將來とも今お話のごとくに、利権的に考へられるというところは、国有財産をお預かりしてゐる大蔵省として世間に対してもまことに恐縮にたえません。従つてさうなことのしないやうに十分注意し、約束のことは勵行することにいたします。

○千葉委員 ちよつとお諮りいたしますが、ただいま大蔵大臣以下政務次官、主計局長、銀行局長、為替局長、管財局長並びに説明員といひまして國民金融公庫の榎田總裁がお見えになり、さらに日本銀行の總裁がお見えになりましたが、一万田氏は十二時にやむを得ざる用事があつて失礼することとありますから、一万田總裁に對する御質問に移つたらどうかと思ひますが、いかがでしょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○千葉委員 それではさうとりはからいます。有田君。

○有田(二)委員 一万田總裁に御意見を承りたい。現在のは揚げ超でデフレ傾向にありますが、今度の予算が通過いたしますと、ただいまの予算では約千三百二十億、また一つには千五百七十億近い散布計画の予算も立てられておるやにわれ／＼は聞いておるのです。

こういうようなデフレとインフレがからみ合うというような事態がこれから起つて参るのでありますが、これに對して日銀總裁としては、その金融政策をいかに立てておこなうか、御所見を承りたいと思ひます。

○一萬田參事 御質問の点につきましては、私の考えをいたしまして、何と申してもそういうふうな二つのインフレ的・デフレ的な要因が重なつてゐる。これをうまく調整して、インフレにせずして、資金の蓄積ができるように持つて行く、これがねらいですが、それにはやはり物が上らな物価政策といふものが今後の大きな基本になる。物が上るといふ情勢を今後においてとるとなると、これはなか／＼資金の吸収というものが困難になる。しかも今お話がありましたように、まず先に資金が出る、それを金融機関がおつかけていく上げる、こういうふうな形に今後にはなから一層それで私どもとしては、まず基本においては、物が上らない、できるだけ物価の抑制をしに行く、そういうような金融政策といふものが適當になる。むろん出まわつてゐる資金を、あらゆる手段によつてこれを金融機関が吸収するといふことは、これは申すまでもございせん。同時にまた、民間に資金が蓄積になるようないろいろ／＼な税法上の措置といふものも、ひとつ政府において考慮してもらひたい、かように考えております。

○有田(二)委員 朝鮮休戦によりまして、政府は、朝鮮休戦になつても、特需はアメリカが声明いたしておる通りに、二箇年は続く、あるいはその他の情勢から見て大した影響はないといふ

ような説明をわれ／＼にいたしておるのではありませんが、何といたしまして私は、朝鮮休戦は日本の経済に大きな影響を及ぼす、かように心配をいたしておるものであります。日銀總裁として、これらの点につきましての御所見を伺ひたいと思ひます。

○一萬田參事 朝鮮特需の問題についての日本経済に及ぼす影響といふことについて、これは二つにわけて考えないとはいかないと思ひます。朝鮮特需の実績を見ますと、会計年度では、私の記憶では約三億ドル、年度計画では三億二、三千万ドルになると思ひますが、むろんこれが休戦によつて全部がなくなるとも限りません。そうして、同時に他方問題になつておりまするMSAのアメリカの援助といふものも、これに見合つておる。これが今のところ、新聞の報ずるところでは、二箇年くらい続く、こういうふうになる。ですから、そういうふうな程度の問題になつて来ますと、朝鮮の休戦が来たから、すぐ国際収支において大きく影響を与へるとは私は考えておりません。がしかしながら、問題は私はそういう点よりももう少し深いところにあると思ひます。それは今申したような国際収支においてそう影響を与へぬといふことは、一方の依存から、言いかえれば朝鮮戦争といふものに依存しておつた日本の経済が、今度はまたアメリカの援助に切りかへるといふことだけで、それがこの二箇年くらいは一応そういうふうなバランスで行くだろうといふだけで、日本経済の本質をよくする何ものでもないといふのが私の考えであります。だからそれを利用して、その間に日本経済を自分の足で立てる

ように、いわゆる自立経済をどういう程度に打立て得るかといふのが問題である。従つてその観点から言へば、朝鮮休戦の成立を契機として、国民が覚悟を新たにするとともに、非常に苦しい局面に今後なる。その点においては、大きな影響がある。言いかえれば、人のふところを当てにしてはいかぬ、自分でもつてやつて行けといふことになる。こういう意味において、私は大きな点におきましては、相當な影響があると思ひます。それは言いかえれば、外国貿易をいかに増大するかに帰するものであるが、なまやさしいことではその目的は達成できないであらう、こういうことであります。

○有田(二)委員 不渡り手形の問題であります。不渡り手形のその後の状況、見直しなども伺ひたいと思ひます。最近市中銀行がこの不渡り手形問題以来非常に神経質になつてしまつて、不必要に割引を拒絶しているような状況がうかがわれるのであります。この際日銀としては、これらの市中銀行を指導されて、一般金融の円滑化をはかるべきだと思ひますが、これに對する御所見を承りたい。

○一萬田參事 正常な、かつ妥當な金融を円滑にする努力をいたすことは申すまでもありません。しかしながら、今日の不渡り手形が出たその実態をひとつよくごらんを願ひたいのであります。今日いかに経営者が責任を解せないか。初めから、たとえば非常な高い金利のものにたよる、しかもその金利は、正常なものの数倍にも値するといふような金で、もうそういう金に手をつけたら、その途端に、私の考えでは、今日のこのはげしい競争のもとでは、その会社をつぶす意思なくしては

は、その会社をつぶす意思なくしてはやれないと思ひます。ですから、そういう状況下において、金融機関が、出ましまのの原因について、弁別をこころみ得ないと思ひます。が、しかしながら、それによつて不当な、あるいは不適當な波及、言いかえれば正直にりつばな仕事をしておる人がそれによつて被害をこうむることのないように、私どもとしては万全の措置をして、きれいにひとつ／＼やむを得ないものはやむを得ないといふふうな考え方、しかしあとはきれいにいく、そうして不適當な波及を及ぼさないようにする。非常にむづかしいことではあります。金融機関はできるだけ親切にやつて行かなければならぬといふに御了承願ひたいと思ひます。

○有田(二)委員 九州の災害によつて、九州からこちらへの送金が非常に遅れておる。円滑に金が来ておつたならば、約手を出しておいてもそれがうまく扱えたものが、今度の災害で、当然送つてくるべき金が九州から送つて来られないといふために、かなり経済界を混乱させ、あるいは、金融界も混乱しておりますが、この不渡り問題の今の銀行の神経質になつておる点、九州の災害による送金難といふような点もかて加えて、私は日銀の責任は非常に重く思ひますが、今日日銀總裁のお話で、親切丁寧にやるといふお話では、災害による問題もこの上に加つておるのであります。これに對する御所見も承りたいと思ひます。

○一萬田參事 九州の災害については、ほんとうにこれは残念なことでは、皆さんとともに深い同情を持つております。そうしてこれに對しては、あらゆる努力を払う。少くとも金融上については措置を講じておるつもりであります。また政府からもたくさんの方が行かれて、現地の金融機関がその指揮下といひますか、協力態勢にある。従つて今までのところ、この洪水から来た金融上の問題について困るといふ事態ではない。さらにまた徐々に実相が判明して、どこをどうすればいいかといふ事態、あるいはそのスケールも明らかになるにつれて、今後一層金融上の措置が必要とすれば、大蔵省とも相談して行きたい、かように考えております。

○有田(二)委員 九州の問題については、十分ひとつお考えくださつて、経済界の困らないように總裁の御配慮をお願いしたいと思ひます。さらに金利下げの問題であります。現在製品のコスト高が各方面で問題になつておるのであります。銀行の金利は、國際的に見て著しく割高で、製品コスト高の一因をなしておると思ひます。現在銀行の金利のコスト中に占める割合は、戦前の二倍になつておるのであります。この際銀行も合理化を徹底して、すみやかに金利下げを行ふべきであると思ひます。が、御所見を承りたいと思ひます。

○一萬田參事 ただいまのお話は、私も何も異論がありません。そういうふうなことが実現できるように、今あらゆる努力を払つております。

○有田(二)委員 さらに貿易金融について御所見を承りたいのですが、輸出の振興をはかるために、貿易金融につ

き

き

き

き

き

いて今まで總裁がおとりになつて來られたもの、また他の国内金融の金利との均衡にとらわれないで、この際思い切つて將來はこれを引下げるといふような方向で、何としても私は輸出の振興をなさねばならぬと考えておるのですが、日銀總裁の御所見を承りたいと思います。

○一万田参事人 輸出振興について、金融上できるだけの便宜を考へて行くことは、申すまでもありません。しかしながら輸出振興については、やはり金融の点だけではなかつ、具体的に輸出ができるものでもありません。こういう点については、日本の貿易をいかに進展させるか——むろんこれは相手のある國際的な問題でありまして、日本だけいかに考へてもできぬ点もありますが、これについては、やはり何としてもいい物を安くいかにしてつくるかというところが大事で、ただ金利を安くすれば貿易が伸びるという考へ方は、私から言つてこれは依存で、人に依存するなと叫びながら、やはりこういうものはやすきにつくというきらいがあるのであります。従つて限界があるのであります。だからいつて金利を高くするといふような、そんなばかなことは考へておりません。できるだけ総合的に協力して行くつもりであります。

○有田(二)委員 さらに海軍金融について御意見を承りたいのですが、ただいまの海軍界は、もうすでに金融界で操作する域を脱して、大きな政治問題になつておると思つておりますが、今日のこの海軍、造船これに対する金融に対して、日銀總裁としての御所見を承りたいと思つております。

○一万田参事人 海軍政策、あるいは造船政策というふうなものについては、私自身としてはむろん見解を持つております。またそういうところの見解をもとにしないといふ、造船金融ということもなか／＼伸びがたいのでありますが、しかしそれはよその分野に属することが多いので、何も私がそういうことを言つて問題を起すこともない。従つて造船金融について私が今日言いたいことは、また言ひ得ることは、貸した金の金利を払つてほしい。金利も払えぬようなものには、造船資金といふものは銀行としてもなか／＼貸せないと。いうことだけをほつておきます。

○有田(二)委員 それから最近の六月末に三千億を突破したさうであります。最近の揚げ超の關係上、日銀に対する依存度が非常に強化した。しかし予算が通れば、デフレ傾向から解放されると思つておられますが、現状の日銀の依存の強化に対する日銀總裁のお考へをお聞かせいただきたい。

○一万田参事人 これは、今お説に出しておりましたように、予算も通過すれば、徐々に是正ができて、御心配になるほどのものではないと思つておられます。

○有田(二)委員 さらにやみ金融、これが本委員会でも非常にやかましい問題になつておるのですが、このやみ金融の問題については、いろいろな角度から見られるのですが、日銀總裁としてひとつこのやみ金融の問題について御所見を承りたいと思つております。

○一万田参事人 やみ金融について、私は形容詞はわかりませんが、非常に遺憾の意を持つておることは、申すまでもありません。ただし遺憾の意を表現するだけではどうにもなりませんので、いかにしてこういうやみ金融が發生しないようにするかといふことが、努力を向けなくてはならぬと思つておるのですが、これはやはり正常な形において資本の蓄積がいかにして増大するかといふことが、どうしても基本になると思つておる。物が足らぬ場合に、自然物の統制が行われ、そこに今度物のやみが生じたように、すべてにおいて稀少性が強くなつて需要が多くなる。同時にこれは國民の道德の作興まで行かないといふ、やはりなか／＼できないのであります。しかしこれは金融といふよりも、むしろ行政に属すると思つておる。私は抱へたいと思つておる。

○有田(二)委員 相互銀行法の一部改正案が本委員会に提出されておりますが、これは為替業務の問題でありまして、本支店間の為替業務については、これは問題がないと思つておるが、他店との為替業務について大蔵省から認可が出るという場合には、どうしても日銀との取引は、あわせ考へられなければならぬ問題だと思つておるが、もしこの法案が通過をして、大蔵省において一般他店との為替業務を許すというふうな相互銀行に対しては、私は日銀がそれと並行して、やはり御調査になつて、取引を開始されることが妥當であると思つておる。特に相互銀行の使命からいつて、中小企業今日のあり方において、私は非常に大切である、こう考へておるので、この問題について、もしもただいま申し上げました他店との為替業務を大蔵省が認可をした場合に、日銀もひとつこれに並行して

でもありません。ただし遺憾の意を表現するだけではどうにもなりませんので、いかにしてこういうやみ金融が發生しないようにするかといふことが、努力を向けなくてはならぬと思つておるのですが、これはやはり正常な形において資本の蓄積がいかにして増大するかといふことが、どうしても基本になると思つておる。物が足らぬ場合に、自然物の統制が行われ、そこに今度物のやみが生じたように、すべてにおいて稀少性が強くなつて需要が多くなる。同時にこれは國民の道德の作興まで行かないといふ、やはりなか／＼できないのであります。しかしこれは金融といふよりも、むしろ行政に属すると思つておる。私は抱へたいと思つておる。

○有田(二)委員 この相互銀行の問題であります。これは日銀總裁も御存じの通り、相互銀行と取引いたしてゐる中小企業者の数は二百萬、このわ／＼は報告を受けているのであります。さらに信用金庫は百二十萬、それから各銀行が七十萬、さらに商工中金が十萬、國民金融公庫が十萬、こういう数字を私どもは漏れておるのであります。従いまして、この中小企業については、一万田總裁は非常な熱意を持つて、今までも、本委員会においても、予算委員会においても御答弁になつておられる点であります。特に相互銀行については、それは普通の銀行から見れば、いろいろ問題もあるかと思つておるが、相手が中小企業者であります。従いまして、決して大蔵省が許可したから日銀が取引すべきであるとは考へておりませんけれども、中小企業育成の面から言つて、また平素から一万田氏の中小企業育成に対する熱意から言つても、これは大蔵省が認可を与

えた場合に、その銀行を調査して、でき得る限り私はその取引をすべきである、こういう見解を持つておるのであります。御所見を承りたい。

○一万田参事人 別に御意見に対して違つた意見があるわけでもありません。私どもとしては、むしろ大蔵省が為替業務を許さぬのいかんにかかわらず、なるべく多く日本銀行の取引先にしたのであります。またそうなるように、ひとつ相互銀行ともよく協力をして、相互銀行も早くつばになつてほしい、こういうふうな考へておる。できるだけ御希望に沿うようにいたします。

○井上委員 この際特に金融政策について、三つ考へたいのですが、今總裁は、特需にたよらずに、自立經濟を打立てることが中心である。その自立經濟の推進の中心は、やはりコストの引下げといふことが大きな問題になつておる。コストの引下げについて、一つは金利をどうするかといふ問題と、一つは現実に基礎産業の単価をどうして引下げるといふ問題が今当面の問題になつておる。この場合、たとえば鉄、石炭、肥料、こういう基礎産業の問題に対して、補助金政策が当局の方からとられようといふ一つの案が考へられると思つておる。これに対して一体どう考へておるのか、それから金利引下げについて努力をしておるというが、具体的にどう日銀は努力されておるのか。具体的にひとつ御説明願ひたい。

○一万田参事人 ただいまの補助金の問題は、通産大臣、大蔵大臣の答弁すべきことで、私が今ここでそれに触れるのは、少し行き過ぎておると思つておる。

○有田(二)委員 この相互銀行の問題であります。これは日銀總裁も御存じの通り、相互銀行と取引いたしてゐる中小企業者の数は二百萬、このわ／＼は報告を受けているのであります。さらに信用金庫は百二十萬、それから各銀行が七十萬、さらに商工中金が十萬、國民金融公庫が十萬、こういう数字を私どもは漏れておるのであります。従いまして、この中小企業については、一万田總裁は非常な熱意を持つて、今までも、本委員会においても、予算委員会においても御答弁になつておられる点であります。特に相互銀行については、それは普通の銀行から見れば、いろいろ問題もあるかと思つておるが、相手が中小企業者であります。従いまして、決して大蔵省が許可したから日銀が取引すべきであるとは考へておりませんけれども、中小企業育成の面から言つて、また平素から一万田氏の中小企業育成に対する熱意から言つても、これは大蔵省が認可を与

えた場合に、その銀行を調査して、でき得る限り私はその取引をすべきである、こういう見解を持つておるのであります。御所見を承りたい。

それから金利の問題ですが、これは私どもはいわゆるコストを下げることに、できるだけ金利を下げることに、それにはやはり資本の蓄積がないと、ただ金利を下げるというだけでは、今日の銀行の資金コストは、むしろ銀行の合理化等もありますが、だれが見ても銀行のやつておろすことは非難するところがないというところ、金利が下げられない、こういうふうには私に言うべきだと思ひます。今日現実の問題としては、銀行の資金コストは年七分でありまして、それから七分以下で金利をまわすならば、銀行は収支が償わない。銀行がうまく行かないで、日本の産業がうまく行く気持が絶対ない。だからやはり金利を下げると言いますけれども、そういう下げ得る限界があることが日本の現状なんです。金利なら金利だけ思うようにどうにでもなるといふふうにならぬその悩みが、日本の悩みなんです。ですから、そういう点をひとつ御了承願ひたい。しかしできるだけ消費生活を節約して、そうしてここで資本の蓄積をして、これを産業に向けて行く、それで金利も安くなる。そういう考え方に異論はないのであつて、できるだけそういうふうにして行きたい。しかしこれには、結局先ほどお話しになつたように、単に物を下げるのはいけなないので、生産費を下げて、その生産コストが下つた上で物の値段が下るといふことではないと、産業の膨脹、いわゆる生産の増加を見つ、言いかえれば日本の国民を十分養ひつつ輸出がうまく行くかといふと、行かない。ですから、この生産コストを下げる意味で、ひとり金利だけ言つてはいけな。金利を

かりに私が下げましょう。私が下げると言つてはおかしいですが、金融界が下げるというたしにして、しかし賃金のベース・アップで食われてしまつては物の生産コストが下りません。ですから、そういうことを一方向的にだけ言つてはいかぬ。だから総合的に、これも、これも、これもと手を打つて、こういうものについてはこういうふうな値段を下げないで、日本産業は成り立たない。それについては、労使の関係も含めて、一つの案がなり得るかどうかが、またなり得させるためにはどういふことをすべきかといふことが私は問題と思ひます。

○井上委員 それは一つの経済金融理論でありまして、私の言ふのは、あなたが現実日本銀行總裁として、当面金利が高いということが国際的に一番問題になつておられますから、それを具体的にどうしたら下がるかといふことについて、あなたの方がどういふ具体案を持つておるかといふことを私どもは伺ひたい。今あなたのお話は、かりに金利を下げて、その分だけ賃金に食われては何にもならぬというお話をすけれども、金利が下れば、やはり全体の物価は下る傾向を持つて来るわけです。現実の問題として、そういう場合には賃金指数が上つて行くといふことは、逆現象としてあり得ないことでは、そういうことで、今一番大きな問題は、やはり金利をどうするかといふことでありまして、この点については、金融の王座におりますあなたとしては、少くとも考えなければいかぬ。その次に伺つておきたいのは、今有田君からお話がありました、九州の災害に対する約手に対する対策といふ

もの、これがまた抽象的なんです。特に近畿、大阪を中心とする方面は、九州と取引のために、非常な打撃を受けておる。これに対して具体的な、延びを保証するとか何とか、この際新しく金融措置といふものをもつと具体的に講ぜられなければならぬ。これについてもやはり具体的な答弁がほしい。今できないければ相談をして、その上で御答弁を願ひたい。

それからいまいつ伺つておきたいのは、中小企業に対する金融問題であります。日本銀行から資金を流しておられます市中銀行その他は、なるほど中小金融をやつておられます。ところがこれはいづれも巨大な資本を持ち、信用のある産業を中心になさつておつて、ほんとうに困つておられます中小企業に対しては、市中銀行の貸出しといふものはまことに不活潑であります。現実には、日本の産業構成から、中小企業を除くわけには参りません。中小企業の実態の合理化、あるいはまたこれの全体の生産を高めて行きます総合的な対策は考えなければなりませんけれども、何と申しまして、あなたが先ほど申しました約手の不渡りというものは、何ゆゑに一体不渡りを出さなければならぬかといふ原因を、あなたは御存じなんです。そういう高金利に飛びつかなければ現実の経営ができませんといふことになつておる事実、またやみ金融がやたらに跋扈しておるといふ事実、先般も本委員会においてやみ金融の者が申しますには、全国で少くとも三、四百億のやみ金融が動いておるといわれております。三、四百億のやみ金融を動かすような金融政策は、一体妥当な金融政策かどうか。これは金融の大元締めであるあなたとしては、もつと責任をもつてこの対策を講じてもらわなければ、実際中小企業といふものは成り立ちません。そこをもう少しあなたの方は——金を貸すのだから、かたいところに貸さなかつたらあふないといふのは、それは商売柄、そういうかしらぬけれども、日本の金融政策としては、そればかりでは困る。また現実には市中銀行は、今日大きな店をどん／＼進出させ、いかにいろいろ優遇された条件のもとに置かれておるかといふことは、あなたよく御存じであらうと思ふ。他産業に一体あつていふ事業がどこにありませうか。ここにあれだけ恵まれた日本の金融界に対する怨嗟の音が巻き起つておるといふことを、あなたは考えなければならぬ。そうでなく、抽象的にここで金融理論をいひかげんに言うておつては、政策を打立てるのに非常にぐあいが悪い。あなたが忙しなのに、わざわざ来てもらつたのは、あなたから何かいい知恵を出してもらつて、今の行き詰まつておる中小金融なり日本の金利の引下げについて、困としての一つの具体的な政策を推進しようといふことで出て来ていただいたのです。それなのに、あなたが新聞や雑誌に発表するよいうなことを言つてもらつては困る。私は露骨に申して失礼かもしれぬが、ざつとばらんに、率直に私の意見を申し上げますから、率直にあなたの御意見を聞かせ願ひたい。

○一万田参考人 相当私は具体的に表わしたつもりであります。ものはとりやうですから……。たとえば金利を下げて、一方賃金のベース・アップでやられてはしようがない、何もそんなことを言うのじやありません。そういうこともあるから。——むしろ金利を下げる必要はない。しかし総合的に行かないと、効果が上らない。さつきそのことを言つたのです。金利を下げることにつて、それならお前どんなことをやつたかといわれれば、それはほとんどその努力に終始しておるといつていい。ただ従来は、財政面に何さま資金が吸収されて、民間の資本蓄積がなかなか困難であつた。それが徐々に形成されつつある。そこをつかんで、最近では何をいつても実質的な金利を下げる必要である。ただ表面だけ下げても、それにいわゆる紛飾預金であるとか、両建てであるとか、やつては困るから、それをやかましう言つて、これを是正するように、そうしてもしそれを實現せぬようであつたら、これは相当強い決意で行くといふことも話してあるわけでありまして、同時にまた金利を下げる努力としては、資本の蓄積といふことの手を打たずして金利が下ることはない。日本銀行の金を使えば下るかもしれない。しかしこれは金ではない。ペーパーである。紙切れである。紙切れを使つても、日本の経済が復興することは絶対にありません。これは悪い方に向くばかりであります。

それから約手の問題であります。これは今大阪のお話ですが、十分今調査をいたしております。何か知事が、この間百何十億といふたいへん大きな数字を持つて来ておる。大分前から大阪方面から九州に行つておつたのを、その金の何かでしよう、別に水害の問題とは違つてしようけれども、たいへ

ん大きなものを持つて来た。これは大
き過ぎる。しかし今はこういうどきど
きの場合でありまして何ですが、大阪
支店において、大阪の会議所なりその
他と十分連絡をとりまして、そうして
これらについては資金の道を講ずるよ
うにいたしておりますから、それはひ
とつ御安心願いたいと思ひます。

それから中小企業のことでありま
す。これにつきましてはできるだけや
つております。ただ抽象的とおしかり
を受けるかもしれませんが、この中小
企業の金融というものは、非常にむづ
かしい。特に自由経済だとかいう場合
においては、一層むづかしい。言いか
えれば、この中小企業の解釈がまた非
常に違う。何を中小企業と言うか。大
体やかましいのは、むしろ金融より
も、社会政策的な意味を加えないと融
通ができない。そういう方面において
私は大いなる——今度政府で中小企業
金融公庫もおつくりになり、国会も御
承認になるのでしようが、そういうふ
うになるので、一層これを円滑にして
行きたい。ただできるだけむづ努力
をし尽力をする。これは具体的に考え
て行きたいと思ひます。

○佐藤(調)委員 日本銀行総裁に、最
近問題になつております為替問題であ
りますが、為替銀行のことにつきま
して、大蔵当局と意見が違ふというよ
うな話も伝わつておりますが、この点
について日銀総裁の御意見を伺いた
い。

○一万田参考人 これは私の考えとい
たしましては、外国為替銀行という専
門の銀行が必要であるということは、
私もそう思ひます。ただ問題は、そう
いう専門的な銀行が一つでいいのか、

数行を必要とするか、ここに私は問題
があると思ふ。かりに一つとする場合
と数行にする場合とは、これを法案
にしても法案の内容が十分違つて来
る。その辺私は別に確定した意見は持
つておりません。持つておりません
が、ただ私は、日本の貿易金融から見
て、なるべく簡便に利便を受ける金融
機関を必要とすれば、多くの金融機関
ができていい。専門はいずれの場合で
も専門がある。貿易金融、為替金融を
やる専門はいつの場合でもある。ただ
それだけで、専門もあるが、それに加
えてほかのものにもやらせることはど
うかという点には、まだ十分に検
討する必要がある。どういふことで
あります。別に私は今のところ結論は
ありません。むしろ私としては、市中
銀行、その他各方面の貿易業者、関係
者の意見をまず十分に拝聴しました
上で、そろそろ自分の意見もまとめて
みようと思つております。ただ私が自
分自身で個人的問題にしておる点
は、そういうところにあるのでありま
す。

○佐藤(調)委員 先ほど井上委員か
ら、中小企業対策についていろいろ／＼な
お話がありました。日本銀行はや
やとすると大資本家、大きな銀行を
中心としている傾向が非常に多いので
すが、どうしても地方の中小銀行と
か、そういうものを育成しなければ、
現在地方の金融はうまく行かないと思
うのであります。こういう点につい
て、日銀総裁はどういうお考えを持
つておられるか、お伺いしたいと思ひ
ます。

○一万田参考人 日本銀行として、大
銀行に偏しておるといふようなことは
ない。私どもは、やはり弱い銀行をよ
くする、そして従来金融上で欠陥の
ある分野を改善して行く、こういう意
味であります。今日では、やはり地方
におけるはんとする相互銀行の調整を
はかつて、地方銀行でやれないものを
相互銀行でやる、いたずらに競争せず
に、協力して相補的にやつたらよい
のではないかと、そういう意味合いで、
地方銀行もよく見ておるのでございま
して、決して大銀行に偏することとはあ
りません。

○佐藤(調)委員 最近京都の新聞に、
MSAについて日銀総裁のいろいろ／＼な
御意見が発表されておりましたが、わ
れわれは、日銀総裁は法王といわれて
おりますが、どうもそういう点につい
て、新聞記者が問う以上やむを得ませ
んけれども、政治的な意味の意見が非
常に多いようにわれ／＼は新聞で拝見
しているわけです。こういう点で、M
SA援助については、われ／＼は党と
しても反対いたしておりますが、その
点についてはあなたがおつくり言われ
たどうか、その辺を少し御説明を願ひ
たいと思ひます。

○一万田参考人 MSAのことは、こ
れはただいま私の知る限りでは、国
会自体で非常に論議になつておるかに
思われます。そういうときに、むしろ
政治的な要素が非常に多いことにつ
いて、金融専門の私がこゝへ来てかれ
れに触れることは、お許しを願ひたい
と思ひます。ひとつ触れずにおきたい
と思ひます。

○佐藤(調)委員 この間京都で、MS
A援助についての日銀総裁の意見が発
表されておるわけでありまして、その点
について、あらためてそういう意見が

発表されたかどうかということをお聞
きしておるわけでありまして、
○一万田参考人 新聞に対しては、そ
ういふものを発表したことはありませ
ん。それは飯でも食つたときに、何か
座談的にそんなことがあつたかも知
りません。これは私の公式の発表でも
何でもありません。

○有田(二)委員 為替操作を日銀でや
つておられますが、これをチェックす
る必要があるのではないかと思ひます
が、御所見を承りたい。
○一万田参考人 たいへん恐縮です
が……
○有田(二)委員 為替相場を大蔵省の
為替局等で作つておられますが、窓口は
日銀でやつておられる、その間がうま
く行つておるかどうか、御所見を伺
いたい。
○一万田参考人 私は大蔵省の御趣旨
で仕事をしておる、私としてはうまく
行つておることを望むのです。大蔵省
の方で御満足になつておるかどうかわ
かりませんが、私としてはできるだけ
の力でうまく行くようにやつて行きた
いと思ひます。

○有田(二)委員 為替局長にお願ひし
たい。
○千葉委員長 今は日銀総裁だけに限
つて質問を願つております。
○坊委員 私は日銀総裁に一般的な質
問をしたいと思つたのですが、時間が
ありませんから、ただ一点関連質問を
します。先ほど同僚有田委員に對し
て、日銀総裁は、相互銀行の為替取扱
いの問題について御説明がありました
が、大蔵省で認めても、必ずしも日銀で
はこれを認めるわけには行かない、但
し大蔵省と日銀との間のことだから、

これはうまく行くだろう、こういう御
趣旨の答弁があつたようにお伺いいた
しました。そういう意味は、私は非常
に曖昧模糊としてはつきりしないので
す。私をして憶測せしめるならば、お
そらくこういうことじやないかしらぬ
と思ふのです。そうでないかどうか、
日銀総裁に伺ひたい。大蔵省で特定の
相互銀行に對して為替取引を認めると
いふような場合には、あらかじめま
どうせ大蔵省で何を考へても、日本銀
行総裁に相談せなければ問題にならぬ
ことだから、大蔵省で認めるとか、許
可するとか、認可する前に日銀へ相談
に来るだろう。これはまあうまく行く
だろう。こういうふうな意味なのか、
全然そうでないのか、大蔵省で認めた
ものはできるだけ日銀でこれを直接取
引をやるという意味なのか、その点
を伺ひたい。

○一万田参考人 今のお話のようでは
ない。一つは、私はそういうふうには申
しましたのは、これは大蔵省の考えで
すから、私はかれこれ言うべきではな
いかもしませんが、私の想像では、
おそらく為替業務を許す場合に、やは
り基準というものができるといふや
うかと申すのですが、ただそのとき
どきに、あれをやつてやろう、これを
やつてやろうというふうなことはやる
べきではない。一応の基準というもの
があつて、それに合致すればというこ
と、——実は私どもの方の取引をする
のにも、基準があつて、不公平がない
ようにやる。ですから、その基準を
見ないといふからないからいふだろう
か、今後の大蔵省との話し合いにもよ
る、こういう意味であります。決して
私の方に來て、それからということとは

ない。私どもは、やはり弱い銀行をよ
くする、そして従来金融上で欠陥の
ある分野を改善して行く、こういう意
味であります。今日では、やはり地方
におけるはんとする相互銀行の調整を
はかつて、地方銀行でやれないものを
相互銀行でやる、いたずらに競争せず
に、協力して相補的にやつたらよい
のではないかと、そういう意味合いで、
地方銀行もよく見ておるのでございま
して、決して大銀行に偏することとはあ
りません。

絶対にありません。それからまた理論的にいへば、現在まだ為替を許していない。許していないが、私の方の取引先です。許してはいるが、私の方の取引先です。必ずしも両方が一致しなければならぬというのではないと私は思います。

○宇都宮委員 中小企業金融について、きわめて具体的なことを一点お尋ねしたいと思ひます。御承知の通り、中小企業の典型的なものは信用金庫であります。今度信用金庫法が改正されました、その名称も制限されるわけですが、この信用金庫が一律に日銀との取引を認められてない、手形の決済などが遅れるというために、中小企業者が非常に迷惑するところがあるのですね。日銀總裁は先ほどから聞いておると、中小金融には御理解がある。これは金があるわけでありすが、日銀の考え方についてお伺いしたいと思ひます。

○一万田参考人 私耳が悪いものだから、あるいは御質問の点を聞きのがしておるかもしれません。御質問の信用金庫を日本銀行との取引を認めていない、そこで中小企業金融にいろいろと支障があるという点、それはそうでありましようが、こういうものも、今後の日本銀行との取引関係について、中小信用金庫というものの状態ですが、これはどういふふうになつてゐるか、いよく信用を高めて行くということになつた場合に、考へて行くということもあり得るであらう。今のところ、多分信用金庫連合会とは何か関係があるように私は思つておりますが、別に異論があるわけではございません。

○有田(二)委員 最後に一点お伺いしたいのは、今度の予算が今国会では問題になつておりますが、今政府が出しておる予算以外に、外為から蓄積四三百六十億円を財政投資として放出したかどうかという意見が国会内にある。われわれは、そうなることはインフレを招来するということで反対をいたしておるのではありません。少くとも外為の蓄積四億円というものは、私はこの際十分大切になければならないという見解を持っておりますが、總裁の御所見を承りたい。

○一万田参考人 私の考えを申し上げますれば、先ほどもちよと触れましたように、ちよと国際的にも、あるいは国内的にも非常な転換、いわゆる転換が経済的にも来て、たとえ予算を見ても、支払い超過になるのはやはり二十八年度からだ、こういうふうに見ております。こういう日本経済を復興して行く基本になるのは、国際競争に十分打ち勝ち得るような物価というものが実現できるかどうか、言いかえれば、生産費を安くして値段を安くする、国際競争に耐え得る、そういうふうなときですから、いろいろと支障もあるうし、考へ方もあるうし、総じて言へば、インフレ的な感じを与えるやうな方は、この際だけは一切御遠慮してくだされば、私どもとしては非常に幸ひだ、私はそういう考へ方をいたしております。

○千葉委員 春日君。○春日委員 金融の公共性ということが非常に主張されておりますが、このことは、現在不況と重税のために非常な金融梗塞に陥つておるところの中小業者に、なか／＼金が貸し与えられな

いというふうなところから、これが逼迫したところからだと思ふわけでありまう。そうして中小企業の問題は、多角的にいろいろな施策が講じられておりますが、なか／＼今回立法されんとしております信用保証協会法というものもありまして、地方の公共団体が、信用が薄いとここの中小企業者に、金を借りる場合における信用を供与する、こういうことで信用保証協会をつくつて、その保証人になつておる。しかしながらこれの実際の運営にあたりましては、県が保証する、あるいは地方自治団体が保証するのだから、最悪の場合金をとにかくとりそこなうことはない。信用上は安全であるけれども、しかし信用が問題ではなくて、貸す金が問題である。従つて貸す金は私の方だから、信用保証協会へはいくら交渉なさつても、金は貸さないといふことでせつかくの信用保証協会の機能も十分に發揮できないし、さらに今ここに立法されております法律によりまして、この問題は解決されていまいと思ふのであります。そこで總裁にお伺いしたいことは、かつて貸手優先という制度がありました。国策のためには、他のあらゆる手形に優先して日銀は再割をなさつたやうな前例もあるものでありますが、今回ここに信用保証協会法が立法されて、しかも地方自治団体の責任において、そういう損失に対する保証の制度が確立された。しかも地方団体に對する損失の補償が、国の保険を通じてさらに再保証される、こういう立場における資金源の確保、こういうことについて、ひとつ日銀の方で特別の措置を講ずるよ

うな御意思はないであらうか。かつて貿易産業のために優先割引をなさつたと思ふのであります。地方の保証協会が保証協会法に基いて保証した場合に、その資金源を日本銀行に仰ぐといふために何らかの措置を講じられる必要があると思ふし、しかもこのことは、今非難されておる金融の公共性の欠如という問題も逐次補つて行くことであらうと思ふが、日銀總裁は、これに對して何らかの措置を講ずる意思ありやなしや、この点を伺いたい。

○一万田参考人 非常に御同感を表す御意見であります。保証協会が保証を請うても、なおかつ金融機関が融資を請うるといふのは、一体何に原因があるかという点をどうしても考へなければならぬ。それは、結局そういう中小企業の方々のおつくりになる物がはけないといふことにあると思ひます。もしも中小企業の方々のおつくりになつた物がはけて行けば、当然金融はつづけなければならぬ。同時にその返済は、売却代金でできる。従つて物がはけない場合に、ただ保証協会が保証するから金融をつけていいじやないかといふことは、これはいゝゆるる売れないうちに融資を与えるだけで、これはほんとうの意味の融資融資です。これが累積して来ると資金面においてインフレを呈することはあるんです。そしてそういうふうなことを押し詰めて行つて、いよく資金で困窮した場合に、投資することになつて、市価が非常に暴落をして経済を非常に混乱に陥れる、これも当然そうであります。言いかえれば、私どもの立場として、単にそういうふうな保証があつて、別に損はないじやないか、それなら貸していいじやないかといふても、簡単に

行はれない。またそういう場合に金を何か考へれば――私の見解では、財政資金関係で考へてはインフレになる。もしもそういうものを日本銀行の措置でやると、日本銀行の倉から新しく出て、これはインフレの行き方になつて物価を騰貴させる。それで財政資金をまわし得るかどうかといふふうな考へなければならぬでしょう。こういうふうな思ひます。

○春日委員 これはそういうことではないわけでありまう。たとえば、金融の公共性といふことだが、保証協会の保証をする場合は、これはそれ／＼の委員が合議によつて、あらゆる角度から保証すべきか保証すべきからざるかといふことを検討いたします。そのときには、製品が売れるか売れないかといふ見通しについても、当然検討が加えられる。これは日銀の地方支店長もそれに参画しなうし、中小企業の代表、県の代表、その他いろいろの各階層の代表が集まつて、公平の角度から検討を加えて、これは保証すべきであるという結論に達して初めて保証するわけでありまう。従つて、それはその製品が消化されるかどうか、あるいはこれが回収されるかどうか、こういうふうな問題は、すべて十分討議に付された結果保証される。ところが金融機関は、そこに金融の獨善性があるわけでありまう。いくら公共性のある融資だからといって、お金は私のものである、いくらだれが保証しよう、あるいは貸倒れの心配がなかるうが貸さないといふところに、金融獨善のそしりがあるわけでありまう。そこで私は、そういうふうなあらゆる角度から、公共的な機関が貸すべきであると

ない。またそういう場合に金を何か考へれば――私の見解では、財政資金関係で考へてはインフレになる。もしもそういうものを日本銀行の措置でやると、日本銀行の倉から新しく出て、これはインフレの行き方になつて物価を騰貴させる。それで財政資金をまわし得るかどうかといふふうな考へなければならぬでしょう。こういうふうな思ひます。

○春日委員 これはそういうことではないわけでありまう。たとえば、金融の公共性といふことだが、保証協会の保証をする場合は、これはそれ／＼の委員が合議によつて、あらゆる角度から保証すべきか保証すべきからざるかといふことを検討いたします。そのときには、製品が売れるか売れないかといふ見通しについても、当然検討が加えられる。これは日銀の地方支店長もそれに参画しなうし、中小企業の代表、県の代表、その他いろいろの各階層の代表が集まつて、公平の角度から検討を加えて、これは保証すべきであるという結論に達して初めて保証するわけでありまう。従つて、それはその製品が消化されるかどうか、あるいはこれが回収されるかどうか、こういうふうな問題は、すべて十分討議に付された結果保証される。ところが金融機関は、そこに金融の獨善性があるわけでありまう。いくら公共性のある融資だからといって、お金は私のものである、いくらだれが保証しよう、あるいは貸倒れの心配がなかるうが貸さないといふところに、金融獨善のそしりがあるわけでありまう。そこで私は、そういうふうなあらゆる角度から、公共的な機関が貸すべきであると

いう認定をし、しかも保証までしようとするその金たるや、地方住民の税金による保証基金であります。従つてそこにルーズ、ずさんな保証がさるべきでない。こういう面に対して金融機関が協力して行くことこそ、世人のそしりを逐次緩和して行くための道であらうと思ふのであります。しかし金融機関が、いわゆる手持資金がないという立場において、あるいは公然としてこれを拒否しておる面が非常に多いわけでありまして、そこでこの問題を解決する唯一の方法は、日本銀行が——今回幸いに保証協会法というものが立法されておるわけでありまして、この法律に基いてその場合においては、金融機関がそういう引受について格別の措置を講ずる、こういうようなことになりまして、この立法は非常に精彩を放つて来る。しかも今地方においていろいろと隘路となつておるところの、保証をしたが金は借りられないというやうな問題についても、これは全面的に解決されて来る問題であつて、今同僚各議員が指摘して強調しておられましたように、中小企業金融機関の道は、こういうやうな道を活路として、逐次解決をたどるのではないかと思ふのであります。当然こういう中小企業金融の問題は、今国論が非常に高まつておる問題でありますので、日銀において当然格段の措置が講ぜられてしかるべき問題だと思ひますが、この立法を契機として、その資金源に対する措置が当然行われるべきであると思ひます。そこで貸手優先制をやつた前例等を考へまして、これに対して何らかの措置を講ぜられたいと思ひますが、これについても一回御答弁をお願いいたします。

○一万田参考人 今お話のように、保証をする場合に必ず物が売れるということをお認定になる。それがほんとうに物ができて、いよいよ取引をする場合に実際に売れて行くのでしたら、御心配になるようなことは私はないと思ひます。これが必ず原因になつて来る問題は、認定をする場合には物が売れるやうに考へておつたが、実際はなかなか売れないというのがむしろ現実の姿で、これは私、必ずしもものを悪く見るのではありませんが、中小企業が困りになつてゐるのが現実の姿だろふと思ひます。従ひまして、それに対する対策は、そういう見地からやらぬとまづ行かぬ。といへば保証協会は保証をしてゐる。これは売れるはずだ、そして特別の優遇方法をとる。何でも売れるものはどん／＼保証するといふことばかりやつてゐるのでは、その結果は、それはインフレ的な行き方で、結局日本の経済を救う道の一つでもない。私は決して／＼御意見に反対するものではありません。私もなお一層勉強いたし、探索いたしまして、その原因に依じて適当な治療を加えることにいたします。お説のような点も十分考へて、ひとつ研究を進めまゝす。特にそういう点は、私よりは、中小企業金融に携わつておる金融機関の実際の扱いをお聞きくださらぬと、私では必ずしも一つの取引や個々の実情を把握しておりませんから、こういうものならこうしていいというやうなお話に自然になりますので、そういう点も、実際の中小企業金融の側に當つてゐる銀行あたりからお聞きくだされば、一層よからうと思ひます。

○春日委員 そういたしますと、やはりこれもケース・バイ・ケースということになります。これは当然のことでありまして、それでは問題の解決にならないわけでありまして、貸手の場合だと、たとえば日銀の方で貿易商社の信用がおわかりにならなくても、貸手である限りにおいては、これは再割された前例もあります。この保証金融については、地方自治団体というものは相當の権威もあり、責任もあるわけでありまして、それで貸手にふさわしいところの信用もあるわけでありまして、そういう機関がとにかく金を貸してやつてくれという保証をした以上、当然それに対して、国の機関として何分の資金措置を講ずべきであるという理論も成り立つて来ると思ひます。さらに一歩進んで御相談をしたいのであります。が、たとえば、保証協会の審査委員会の委員のメンバーの中に日銀の責任者を入れておる。たとえば大阪、東京、名古屋等におきましては、日銀の責任者がその審査委員のメンバーに加わつております。あなたは八重雲の中に住んでおられて、玉座の上におすわりになつておられるそうだから、そういう下情に通じておられないかもしれないのであります。現実のそういう機関が、日銀と密接な連絡を保ちつつ、その可否の決定をいたしておるのであります。その結果は、なおかつ金融機関によつてそれが庇はられていないのであります。問題はそこにある。私が指摘するのは金融の獨善性であります。それに対してある程度公共性を加味することのために、日銀が資金源のてん入れをしたら問題の解決がつくんだ。しかもそのことは他にも前例がある、こういうことを申し上げておるのであります。

ます。従つて審査委員会に日銀の責任において関与しつつ、そうして出た結論に対しては、金融機関は、その御本人を知らうと知るまいと、それは果の責任と法律の権威において、その資金が供与できるやうな措置を御研究願つて、御協力願うやうに、ひとつお願い申し上げます。以上であります。

○福田(繁)委員 動議を出します。国有財産法に關連する審議は明後十日に変更されまして、その十日には枚方製造所の事務的遂行責任者であります近畿財務局長と、近畿財務局の管財部長の両君の出席を求めたい、こういった動議を出します。お諮りを願ひます。

○千葉委員 だいたいその福田君の動議いかがでありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○千葉委員 御異議ないやうでありますから、さよう決定いたします。

○千葉委員 なお、この際お諮りいたしたいことがあります。本委員会において審議中の關稅定率法等の一部を改正する等の法律案に關しましては、なお議論の存するところでありまして、本件に關しては参考人の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、この点御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○千葉委員 御異議ないやうでありますから、さよう決定いたします。

なお参考人招致の日時及び参考人の選定につきましては、委員長に御一任をお願いいたします。

午後三時まで休憩することにしたしたいと思います。御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○千葉委員 それではさようとりはからいます。

暫時休憩いたします。

午後零時二十二分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

大蔵委員会議録第二号中正誤

頁段行 誤 正

一四末五 二七号、 二七号。

二三土 記載事項 記載事項等

二四末八 第三條 前三條

頁段行

一 末三

有価証券取引税額

正

六 四 三

六 四 八

元 四 一

三 四 一

三 四 一

三 四 一

三 四 一

三 四 一

三 四 一

三 四 一

三 四 一

三 四 一

三 四 一

三 四 一

三 四 一

三 四 一

三 四 一

三 四 一

三 四 一

三 四 一

三 四 一

三 四 一

三 四 一

三 四 一

三 四 一

三 四 一

三 四 一

三 四 一

三 四 一

三 四 一

三 四 一

三 四 一

一万円以上で、

一条の六に改める。

大蔵委員會議録第十一号中正誤

頁段行

一〇 五 一

一〇 五 一

一〇 五 一

一〇 五 一

一〇 五 一

一〇 五 一

一〇 五 一

一〇 五 一

一〇 五 一

一〇 五 一

一〇 五 一

一〇 五 一

一〇 五 一

誤

正

追徴

徴収

昭和四十四年四月一日、昭和四十七年四月一日の間の

昭和四十四年四月一日、昭和四十七年四月一日の間の

昭和四十四年四月一日、昭和四十七年四月一日の間の

昭和四十四年四月一日、昭和四十七年四月一日の間の

昭和四十四年四月一日、昭和四十七年四月一日の間の

昭和四十四年四月一日、昭和四十七年四月一日の間の

昭和四十四年四月一日、昭和四十七年四月一日の間の

昭和四十四年四月一日、昭和四十七年四月一日の間の

昭和四十四年四月一日、昭和四十七年四月一日の間の

昭和四十四年四月一日、昭和四十七年四月一日の間の

昭和四十四年四月一日、昭和四十七年四月一日の間の

昭和四十四年四月一日、昭和四十七年四月一日の間の

35

7.6

7.9

0.97

0.97

0.2

7.2

0.2

7.2

0.2

7.2

0.2

昭和二十八年七月十一日印刷

昭和二十八年七月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局